

岡谷市中学校部活動あり方指針（素々案）

平成 年 月

岡谷市教育委員会

目 次

I 部活動の位置づけと意義	
1 学校教育における部活動の位置付け	1
2 部活動の意義	2
II 部活動の現状と課題	
1 部活の現状	2
2 部活動の課題	3
III 適切な運営のための体制整備	
1 教育委員会が実施する取り組み	3
2 学校が実施する取り組み	4
IV 部活動の活動基準	
1 休養日及び活動時間	7
2 大会等への対応	8
V 生徒及び保護者に対する配慮	
1 部活動への所属	9
2 生徒の主体性の育成	9
3 会計及び経済的負担	10

I 部活動の位置づけと意義

1 学校教育における部活動の位置付け

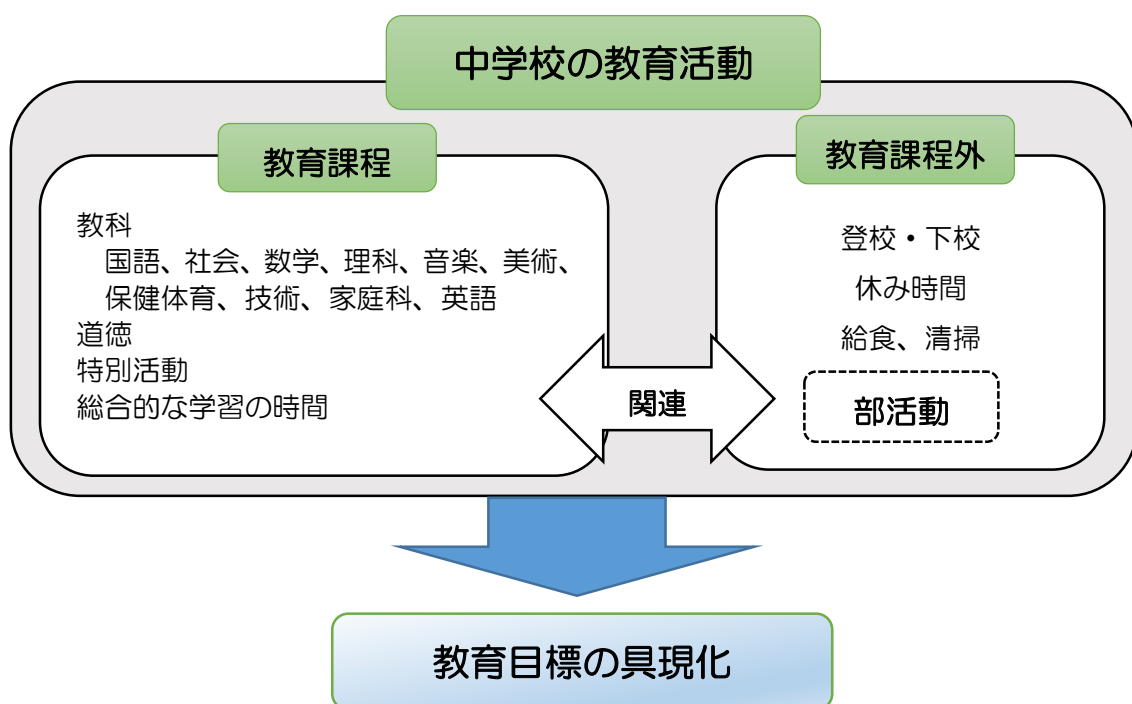
中学校における部活動は、学校教育の一環として位置づけられ、スポーツ・文化・科学・芸術等に興味と関心を持ち、異年齢との交流の中で、生徒同士や指導者（顧問）と生徒との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的効果の高い教育課程外の活動です。

また、部活動では、部員相互が切磋琢磨する中で、その能力・適正に応じてより高い水準の知識、技術の習得や記録を追求することを目標に、継続して努力することによりその活動の楽しさや喜びを味わうとともに、豊かで充実した学校生活を送ることができます。

○中学校学習指導要領（平成29年3月告示）

第1章 総則 第5の1のウ

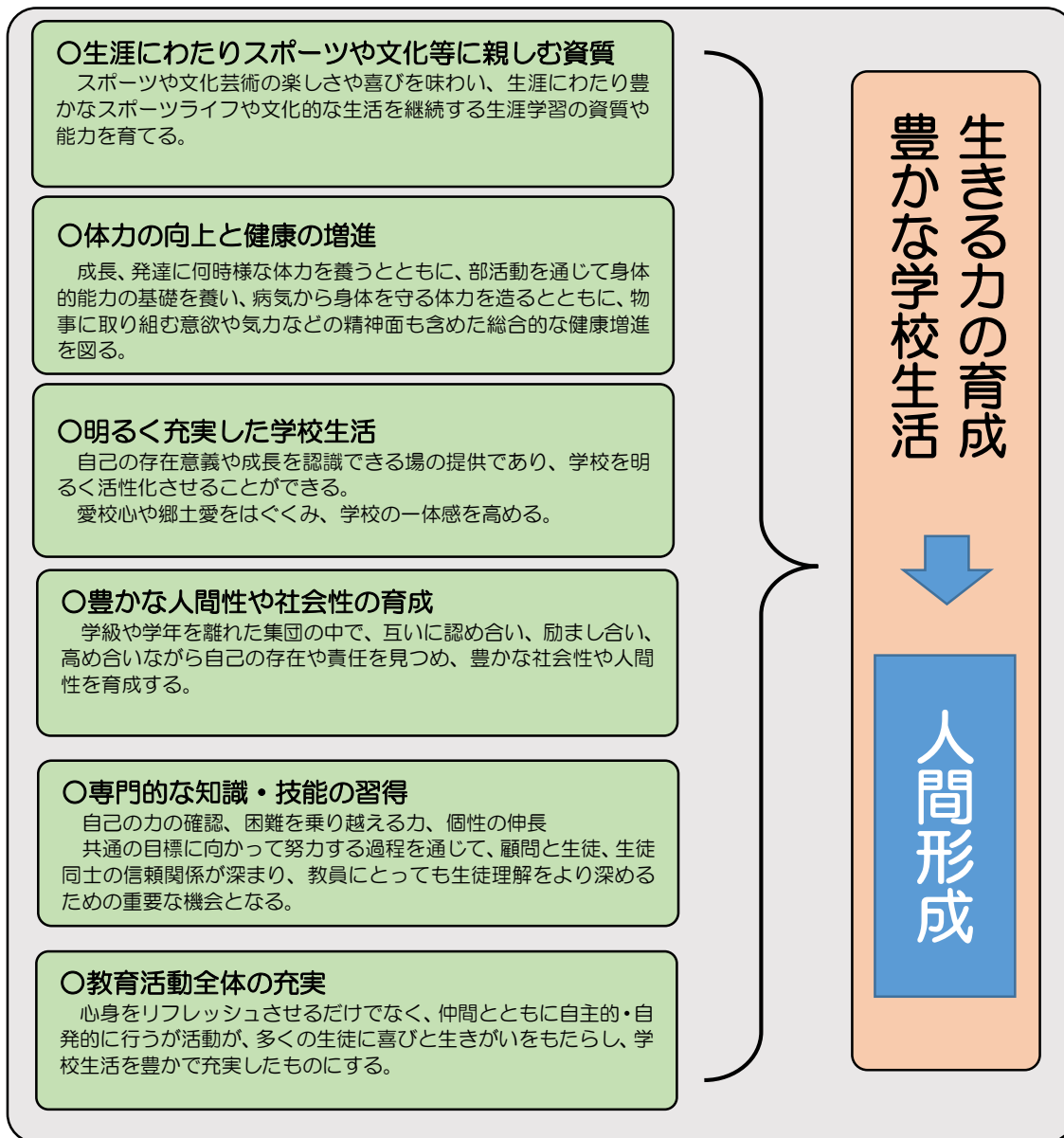
教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図れるように留意するものとする。特に、生徒の自主性、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、**学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。**その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。



2 部活動の意義

部活動は、共通の種目や分野に興味関心を持った生徒たちが学級や学年を超えて自主的・自発的に集い、顧問教員の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち活動を通じて人間関係の大切さ、組織を機能させる重要さを学ぶことができる教育活動です。

【部活動の教育的意義】



II 部活動の現状と課題

1 部活動の現状

○岡谷市内中学校の部活動加入状況は、平成 30 年 5 月 1 日現在で、運動部男子 64.72%、女子 48.90%、全体では 57.07%となっており、近年ではほぼ横ばいという状況です。

○文科系部活の加入状況は、男子 6.17%、女子 36.04%、全体では 20.61%という状況であり、近年ではほぼ横ばいという状況です。

○生徒の社会体育活動の実施状況は、男子 9.81%、女子 4.23%、全体では 7.11%という状況であり、近年ではほぼ横ばいという状況です。

2 部活動の課題

(1) 少子化による影響

少子化の進展による生徒数、教職員数の減少に伴い、部員や顧問が減少し部活の存続が難しくなっています。

(2) 教員の多忙化

学校に対する教育上の期待や課題が増し、教職員の多忙化が進む現状において、部活動の指導は、超過勤務を増大させる大きな要因になっています。特に教職員数が減少する一方で、部活動数の削減が進んでいない状況や顧問自身が競技経験のない部活動の顧問として指導に当たらざるを得ない状況は、教職員の負担感につながっています。

(3) ニーズの多様化

部活動の種類だけではなく、技術の向上や記録への挑戦以外にも友達と楽しむことや適度な頻度で行うことなど、生徒や保護者の部活動に対するニーズが多様化しています。

(4) 外部指導者の効果的な活用

生徒のニーズに応え、適切な部活動の指導を行っていくために、地域や外部機関と連携し、専門的な技術指導力を有する外部指導者を効果的に活用していく必要がありますが、外部指導者の発掘が進んでいない状況です。

Ⅲ 適切な運営のための体制整備

1 教育委員会が実施する取り組み

(1) 部活動あり方指針の策定

岡谷市教育委員会では、「長野県中学生期のスポーツ活動指針」を受け、中学校の部活動における休養日や活動時間等の基準となる「岡谷市中学校運動部活動あり方指針」を平成 27 年 2 月に策定し、適正な部活動運営に努めてきました。しかし、少子化の更なる進展や学校教育に関わる課題が複雑化・多様化し、教職員の働き方改革が喫緊の課題となっています。

このため、スポーツ庁が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁が示す「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「長野県中学生期のスポーツ活動指針」（平成 30 年 11 月改定）を参酌し、「岡谷市中学校部活動あ

り方指針」を策定します。

(2) 各種団体や地域との連携

部活動における指導の充実を図るため、各種スポーツ関係団体や社会教育関係団体等と連携し、部活動への協力体制を構築します。

(3) 部活動指導員及び外部指導者の活用

学校教育法施行規則第78条の2に基づく「部活動指導員」については、導入にむけた体制整備を図るとともに、モデル的な取り組みを実施します。

なお、部活動指導員の任用・配置にあたっては、学校教育に理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督をうけることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行います。

また、引き続き保護者や地域と連携したボランティアによる外部指導者と協働体制を構築し、活動がさらに充実するよう努めます。

(4) 研修等の取組

顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行います。

(5) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

少子化に伴い、単一の学校では特定の競技及び分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取り組みを推進します。

(6) 働き方改革の推進

教職員の部活動への関与について、働き方改革の視点から、業務改善につながる取組を推進します。

2 学校が実施する取り組み

(1) 部活動の設置等

部活動は、長期的な視野に立って計画的に運営することが重要となります。学校長は、生徒数の推移や実態、生徒のニーズ、学校施設の状況、教員の指導経験及び教員数、学校や地域の特色など様々な事情を総合的に判断し、以下の点に留意し部活動の設置及び休部・廃部等の検討を行います。

① 部活動の休部・廃部を検討する場合

- ・現在、部に所属している生徒やその保護者に対して、経過や検討内容等を十分に説明し、理解を得ます。

- ・休部や廃部後も、所属する生徒が卒業学年までは活動できる体制を整えたり、合同チームや合同練習などによる活動ができるよう丁寧な対応に心がけます。

② 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置を検討する場合

- ・学校長は、現在の部活動が性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、競技力や技術の向上以外にも、友達と楽しめる、適度の頻度で行える等、生徒の多様なニーズや学校の実情に応じた活動を行うことができるよう検討します。

(2) 部活動運営に係る活動方針の策定

学校長は、「岡谷市立中学校部活動あり方指針」（平成 年 月策定）に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」（以下「活動方針」という。）を策定し、年度当初に公表するとともに、教育委員会へ報告します。

なお、各中学校の学校評価の中で、活動の成果や課題について評価し、改善していきます。

(3) 部活動の活動計画

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画書及び活動実績（活動日時・場所、休養日大会参加日等）を作成し、学校長に提出するとともに、当該部活動の生徒・保護者へ情報提供します。

年間の活動計画等の作成に当たっては、生徒の状況、学校の特色、各部活動の特性を踏まえ、部活動指導員、外部指導者、生徒及び保護者の意見を取り入れるよう努めます。

学校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教員の負担が過度にならないよう、適宜、指導・是正を行ないます。

(4) 部活動指導員及び外部指導者の活用

学校長は、各部活動の指導体制の充実を図るため、部活動指導員の配置を必要とする場合、その種目を設定し、教育委員会に申し出ることとします。

部活動指導員の配置等に関わる手続きについては、「岡谷市立中学校における部活動指導員任用事務取扱要領」により行うこととします。

また、学校長は、各部活動の技術指導の補助を行うことにより、部活動の充実を図るため、外部指導者を活用することとします。

(5) 事故防止及び健康管理

- ① 学校長は、施設・設備の定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努めます。
- ② 部活動顧問は、部活前及び部活後に使用する施設・設備の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努めます。
- ③ 部活動顧問は、部活動で使用する用具を適切に保管するとともに、生徒に用具の正しい利用及び管理について指導します。

- ④ 学校長は、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度を把握し、活動時間の短縮や活動の中止等について、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人 日本スポーツ協会）等を活用し、適切に判断します。
- ⑤ 部活動顧問は、活動開始時に生徒の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状態により適切に対応するとともに、生徒に体調管理の重要性について指導します。
- ⑥ 部活動顧問は、事故が発生した場合、速やかに学校長に報告し、応急手当を行います。学校長は、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講じます。

(6) 校外における活動

- ① 部活動顧問は、実施日や活動場所、引率方法などを明記した引率届の提出など所定の手続きを確実にし、あらかじめ学校長の承認を得ることとします。
- ② 部活動顧問は、徒歩、自転車、公共交通機関又は借上げバスなどを校外の活動場所への移動手段として利用することとし、教員、保護者又は外部指導者等が運転する自家用車等による移動は禁止とします。
- ③ 部活動顧問は、校外の活動場所への指導手段として自転車を利用する際、保護者に対し、生徒が自転車保険（賠償責任補償付保険）に加入していることをあらかじめ確認します。
- ④ 部活動顧問は、校外で活動する場合の生徒の安全確保に向けて、事前に次のことについて具体的な指導を行いません。
 - ・移動の安全確保を図ること。
 - ・移動中及び活動場所におけるマナー、ルールを遵守すること。
 - ・他校の生徒とのトラブルや盗難事故の防止に配慮すること。
- ⑤ 部活動顧問は、校外の活動場所へ移動の引率責任者であることを認識し、生徒に付き添い、安全指導を徹底します。

(7) 部活動指導上の配慮事項

- ① 部活動顧問は、各部活動において、関係団体が作成した指導書を活用し、合理的で効率的かつ効率的な活動を実施し、技能や記録の向上等を図ります。
- ② 部活動顧問は、技能や記録の向上といった生徒の目標が達成できるよう、各部活動の特性を踏まえた科学的な練習方法等を積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施します。
- ③ 部活動顧問は、安全点検の徹底、障害・外傷・バーンアウトの予防、体罰・ハラスメントの根絶及び女子への指導に係る正しい理解等、生徒の安全・安心の確保を徹底します。
- ④ 中学生期だけではなく、次のステージへ、そして生涯にわたるスポーツ・文化活動へと繋げていく責任を担っているところを自覚し、生徒の多様なニーズに応じるた

め、生徒との意見交換等を通じて生徒の実態に応じた運営、生徒の主体性を尊重した活動の工夫をします。

- ⑤ 部活動顧問は、各部活動における技術的な指導方法について、部活動指導員や外部指導者の意見を参考にしよう努めます。

(8) 働き方改革の推進

校長は、教職員の部活動への関与について、働き方改革の視点から、業務改善につながる取組を推進します。

IV 部活動の活動基準

1 休養日及び活動時間

(1) 休養について

- ① 疲労の蓄積を押さえて練習の効果を高めるために、平日に1日、土日に1日の休養日を確保します。但し、練習試合や大会への参加により、土日の両日に活動する場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないように配慮します。
- ② 長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設定します。特に、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、できるだけ平日に行うよう配慮するとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることとします。

(2) 総活動時間

- ① 平日の総活動時間は、長くとも2時間程度とします。
- ② 休日及び長期休業中の総活動時間は、長くとも3時間程度とします。
練習試合や大会への参加により、終日活動する場合は、休養日を他の曜日で確保します。

(3) 朝の活動について

放課後の活動時間の確保を基本とし、朝部活は原則行わないこととします。ただし、放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合には、生徒の健康や生活リズム等を配慮し、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で、朝7：30～8：00ごろの30分間を目安に活動ができることとします。

なお、運動部にあっては、ウォーミングアップやクーリングダウンの時間が十分に取れないことを鑑み、激しい運動は避けるようにします。また、平日における完全休養日（朝と放課後）を設定します。

(4) 放課後の活動について

- 平日の総活動時間は長くとも2時間程度とします。
- 日没が早い時期は、生徒の安全を考え終了時刻を早めます。

(5) 平日における「部活動の延長としての社会体育」は原則として、行わないこととします。

(6) 練習時間の確保について

練習施設の関係や日没が早い冬期間など、放課後の練習時間が十分に確保できない場合は、施設の調整を図りながら、延長部活動（学校管理下の活動）の実施を可能とします。その場合は、次のことを遵守します。

- ① 顧問が保護者と相談の上、学校長の許可を得てから実施すること。
- ② 下校時の安全を確保するために、保護者の方に迎えをお願いすること。
- ③ 参加については強制的にならないようにする。送迎が出来ないなど、家庭の実情によっては、早めに帰ることや不参加も認めること。当然、その生徒が、不利益を被らない配慮を行うこと。

(7) 土日の部活動について

- ① どちらか1日のみ長くとも3時間程度とします。（通年）
- ② 練習試合や大会などで土日の2日間とも活動した場合には、平日に完全休養日設けることとします。

(8) その他

- ① 部活動の延長としての社会体育については、無くす方向を県では示しているが、休日の社会体育としての練習試合や大会参加など、すべてを無くすことによって生じる課題も考えられることから、当面、平日は「延長としての社会体育」は実施しないことを進めながら、課題を洗い出し、数年かけて改善を図ります。
- ② 社会体育については教職員、保護者ともに部活動との違いを明確にする場を設け、活動について共通理解を図ります。
- ③ 部活顧問は、社会体育へは参加しないことを原則とする。参加する場合は公務でなく、一個人として自由意思で参加することとします。
- ④ 来年度からの実施としますが、スタートは各学校の実情で4月または夏季大会終了後を目安とします。

2 大会等への対応

大会等の前の休養日及び活動時間については、1に規定するものに限らず、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう次に掲げる事項について配慮することとします。

(1) 校長は、教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担軽減の観点から、参加する大会等を精査するよう努めること。

- (2) 校長は、生徒及び部活動顧問の過度な負担とならぬよう、活動時間、休養日の設定について適切に指導すること。
- (3) 校長は、各部活動の特性、生徒の心身の健康、部活動顧問の負担等を総合的に判断し、大会等に向けた活動期間を設けること。
- (4) 部活動顧問は、大会等へ向けた練習及び大会当日の活動計画、移動経路等について、あらかじめ生徒及び保護者の理解を得ること。

V 生徒及び保護者に対する配慮

1 部活動への所属

- (1) 部活動は、教育課程外の活動として、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、その参加については、生徒一人ひとりの考えを大切にしなければなりません。そのため、部活動への所属に当たっては、生徒の選択によるものとします。
- (2) 生徒の所属する部活動の変更又は退部については、生徒及び保護者の意向を踏まえ、柔軟に対応するものとします。
- (3) 部活動顧問のほか、関係する教員は、生徒の部活動への所属又は変更に関し、生徒及び保護者の意向を聞きながら、生徒一人ひとりの豊かな人間性や社会性を育む観点から、よりよい選択が行えるよう支援します。

2 生徒の主体性の育成

- (1) 部活動顧問は、生徒が積極的に活動に取り組む雰囲気づくりや心理的な対応に心がけ指導にあたります。
- (2) 部活動顧問は、大会等における成果を求めることに固執することなく、練習試合や他校との交流を通じ、生徒一人ひとりが目標に向かって練習に取り組めるよう配慮します。
- (3) 部活動顧問は、協力して学ぶ力や仲間と困難を乗り越える力を身に付けるため、生徒同士が話し合いや学び合いを取り入れるなど指導法を工夫することにより、リーダーを育成し、集団として生徒が主体的に活動に取り組めるよう配慮します。
- (4) 部活動顧問は、生徒間の暴力行為やいじめの防止のため、望ましい人間関係づくりや人権感覚の育成を図れるよう配慮します。
- (5) 部活動顧問は、いかなる場合においても学校教育法第11条ただし書きでいう体罰及び生徒に対して心理的な傷つけ、制圧を加える言葉による指導は行ないません。

3 会計及び経済的負担

- (1) 部活動顧問は、年間活動計画及び前年度の決算などにに基づき予算を編成し、保護者から徴収する活動費の必要性などに保護者に説明します。
- (2) 部活動顧問は、部活動費等を適切に管理するとともに、その執行状況を学校長に報告します。
- (3) 学校長は、各部活動における会計の執行及び管理状況を確認します。
- (4) 部活動顧問は、保護者から徴収した部活動費等の執行状況について保護者に公表します。
- (5) 部活動に必要な物品のうち、生徒が個人的に使用する物品の購入については、保護者の過度な経済的負担とならないよう配慮します。

<参考文献>

*平成30年3月

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）

*平成 年 月

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）

*平成30年12月改訂

長野県中学生期のスポーツ活動指針（長野県教育委員会）